

黒石市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則をここに公布する。

平成28年11月18日

黒石市教育委員会教育長 阿保 淳 士

黒石市教育委員会規則第9号

黒石市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例（平成27年黒石市条例第3号）第3条第3号の規定に基づき、黒石市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の免除について必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務を免除される場合)

第2条 教育長が、あらかじめ教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
- (2) 法令又は条例に基づいて設置された職員の福利厚生を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合
- (3) 市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し講演等を行う場合
- (4) 職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
- (5) その他特別の理由がある場合

附 則

この規則は、平成28年11月21日から施行する。